

令和7年3月21日

甲州市議会議員政治倫理審査請求

甲州市議会議員 廣瀬 明弘 様

請求者 甲州市議会議員

相沢 俊行



佐藤 浩美



荻原 哲也



甲州市議会議員政治倫理規定第5条の規定に基づき、次の通り審査を請求します。

記

1 政治倫理審査の対象となる議員の氏名 高畑 一幸 議員 (以下、対象議員)

2 違反の疑いがあると認められる規定等

甲州市議会議員政治倫理規定第3条第7号

「市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為」

3 審査の請求の対象となる事由

対象議員の令和3年度及び令和4年度の政務活動費収支報告に関して、市民から「虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺」の罪において告発され、「書類送検」後「不起訴」となったこと。

4 審査の対象となる事由を証する書類

別紙のとおり：甲府地方検察庁からの「処分通知書」(令和6年12月26日付)等



審査請求する事由の詳細

- 1 そもそも、議員は選挙で選ばれた「特別職の公務員」である。(地方公務員法第3条第3項)
地方公務員法が適用されないとはいえ、公金である「政務活動費」の使用に関して市民から告発され、警察がそれを受理し必要な捜査をした上で検察に送検したという事実は、地方公務員であれば「懲戒」規定に抵触する事案であり、市民の負託を負った市議においては、さらに重大な事案であることは言を俟たない。
- 2 本市議会議員政治倫理規定第2条第2項、「議員は、疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするように努めなければならない」とされている。しかし、事前通知もなく突然開催された3月18日の議員全員協議会（以下、全協）での高畑議員の説明は、「罪名」（虚偽有印公文書作成・同行使、詐欺罪）をはじめとして、事案の重要な部分、例えば令和3年度及び4年度にわたる2度のハガキ購入とそれを「ミニ通信」として印刷した代金に関する経緯が全く触れられておらず、説明になっていない。加えて議会への謝罪の言葉も一切なかったことは、議会軽視と思われる。
- 3 市議会が本事案を全協等の場で議長及び当該議員から説明等を受けたことは過去に一度としてなく、3月18日の全協が初めてであり、その場で議会の対応を決すること自体市民への説明責任を負う議会としては不自然かつ不誠実な対応である。刑事告発された議員がその時点で議長にその旨報告することがなかったことに始まり、捜査当局による議会事務局への政務活動費に関する書類の押収時点等、本事案の経過説明等をすべき時が幾度とあったにもかかわらず、一切それをしてこなかった議長の対応も含めて調査・検討する機会を設けない限り、再発防止はかなわない。そのためには正式な調査の場である「政治倫理審査会」の設置が必要不可欠であり、それを求める。

尚、

「書類送検」は法律上の用語ではない。逮捕された場合、被疑者は、警察から検察に送られる。しかし、身体拘束されていない被疑者は「書類」のみが検察官に送られることなるのを、一般的に「書類送検」と言っているにすぎない。逃亡や証拠隠滅の恐れがない場合、被疑者は逮捕されない。